



衛生委員会、安全衛生委員会を設置していますか？

労働安全衛生法に基づき、一定の基準に該当する事業場では、次のような内容で衛生委員会、安全委員会（又は両委員会を統合した安全衛生委員会）を設置しなければならないことになっています。



	安全委員会	衛生委員会
設置を しなければ ならない 事業所	①労働者(※)が50人以上の 事業場で次の業種に該当するもの 建設業、製造業の一部の業種、 運送業の一部 他 ②労働者が100人以上の事業場 で、次の業種に該当するもの 製造業のうち①以外の業種、 運送業のうち①以外の業種 他	労働者(※)が50人以上の事業場（全業種） 例えば、このような内容について審議します。 <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の意見を過重労働対策に反映させる ・過重労働対策を事業場内に周知徹底する ・医師による面接指導の申出をしやすい環境を作る ・衛生管理の重要性を（担当者を決める等）事業場内で啓発する
調査審議 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・安全に関する規程の作成に関する こと ・安全に関する計画の作成、実施、 評価及び改善に関すること ・安全教育の実施計画の作成に 関すること など	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生に関する規定の作成に関する こと ・衛生教育の実施計画の作成に関する こと ・定期健康診断等の結果に対する対策の 樹立に関すること ・長時間にわたる労働による労働者の健康障害の 防止を図るための対策の樹立に関する こと ・労働者の精神的健康の保持増進を図る ための 対策の樹立に関する こと など
委員の構成	①統括安衛管理者又は事業の実施を 統括管理する者 ②安全管理者 ③労働者	①統括安衛管理者又は事業の実施を 統括管理する者 ②衛生管理者 ③産業医 ④労働者
その他	①毎月一回以上開催すること ②議事の概要を労働者に周知、また議事録を作成し3年間保存	

国が次のような計画を定めています。

第12次労働災害防止計画

（平成25年4月～平成30年3月）

※厚労省HPより一部抜粋

- メンタルヘルス対策
目標：対策に取り組んでいる事業場割合
⇒ **80%以上**
- 過重労働対策
目標：週労働時間60時間以上の
雇用者割合
⇒ **30%以上減少**

(※)日雇労働者、パートタイマー等の臨時労働者の数を含めて、
常態として使用する労働者

国もメンタルヘルス等の対策に向けて、動きが高まっているようです。
長時間労働等について衛生委員会で調査審議することはもちろん
そうでない事業所も、労働者への配慮を怠らないように注意しましょう。

協会けんぽの保険料率については、各都道府県ともに平成25年度の保険料は据置きとなりました。

その他の詳細やご不明な点は弊社担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277